

高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種を県外等で受けられる方へ

1. 接種費用の払い戻し制度による接種手続きについて

(1) 接種前

①「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)」を保健所感染症・医務薬務課に提出してください。

様式第1号は、岐阜市ホームページからダウンロードできます。

(ご注意)

・申請者の氏名は、被接種者の氏名で申請してください。(接種費用は、被接種者名義の口座に振込みます。申請者の氏名と口座名義人が同一である必要があります。)

・申請後、保健所感染症・医務薬務課から、予診票などの書類を郵送します。

書類が届くまで接種はお待ちください。

(書類は、原則2週間以内にお手元に届きます。)

(2) 接種時

①保健所感染症・医務薬務課から送付された「岐阜市予防接種予診票」と接種医療機関あての「岐阜市予防接種実施依頼書」を接種医療機関に提出し、接種を受けてください。

②医療機関に接種費用全額をお支払ください。

③お金を支払ったときに、「岐阜市予防接種予診票」の原本と、領収書(※)を貰ってください。

※領収書は、被接種者の氏名、接種日、接種した医療機関名、予防接種名とその費用が記載してあるものに限り(予防接種がいくらだったかわかるもの)。

(3) 接種後

下記①～③の書類を令和7年3月31日までに保健所感染症・医務薬務課へ提出してください。

①岐阜市予防接種費用助成金交付申請書(様式第3号)

様式第3号は、岐阜市ホームページからダウンロードできます。

(ご注意)

・申請者の項目は、接種前に提出した「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書(様式第1号)」の、申請者の氏名で申請してください。

・金額を書き間違えた場合は、新しい申請書にお書き直しください。

・「予防接種の種類」欄には、接種した予防接種名を記入してください。

・振込先には、申請者名義の口座を記入してください。

②領収書(※)

③岐阜市予防接種予診票(原本)

*振込は、払い戻しの申請から1～2か月程度です。

2. 払い戻し費用について

払い戻しの金額は下記のとおりです。

	一般の方	生活保護世帯の方
高齢者用肺炎球菌感染症予防接種	接種費用-4,070円 ただし、 <u>上限:4,120円</u> まで	接種費用 ただし、 <u>上限:8,190円</u> まで

【問い合わせ先】 岐阜市保健所感染症・医務薬務課

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地 電話:058-252-7187